

第4章 計画のめざすところ

4.1. 基本理念

本計画の基本理念は、西東京市環境基本条例第3条の基本理念と共有します。

基本理念

環境の保全等は、市民が健康で心豊かに生活できる環境を守り、より良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、人と自然の健全な共生を基本として、市内に残された貴重な自然環境並びに歴史的及び文化的環境資源を尊重することを目的として行われなければならない。

環境の保全等は、市、事業者及び市民がそれぞれに、又は協働することを通して、環境への負荷の少ない社会を構築することを目的として行われなければならない。

地球環境の保全は、人類共通の重要な課題として、市及び事業者の事業活動並びに市民の日常生活の各場面において積極的に推進されなければならない。

地球環境・地域環境

保全

回復

創造

良好な環境を将来の世代に引き継ぐ

4.2. 環境の将来像と実現に向けた5つの基本方針

本市において、環境保全の取組を進めていく上で目標とする環境の将来像を「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安全なまち 西東京」と設定するとともに、これを実現するため、環境の現状と課題を踏まえた5つの基本方針に基づいて環境保全の取組を進めます。

環境の将来像

「自然とのふれあいを皆で大切に育む、すごしやすい安全なまち 西東京」

市民・事業者・市が西東京市の環境保全に向けて取り組む

- 基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます
(西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編)
- 基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます
- 基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます
- 基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます
- 基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます

平成 22 年に策定した温暖化対策地域計画を改定し、新たな目標を設定した上で「西東京市地球温暖化対策実行計画・区域施策編」として、本計画に包含します。

温室効果ガスの排出量及びエネルギー消費量の削減に向け、公共施設において省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入利用、二酸化炭素吸収源としてのみどりの保全や再生等を率先して行います。

また、市民や事業者の自主的な取組を後押しし、市民・事業者・市が一体となった取組を進め、低炭素社会の実現を目指します。

一方、避けることが困難であると予想される地球温暖化の影響については、適応するための計画の策定を検討します。

基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の 保全・創出・活用を進めます

みどりの保全・創出・活用に取り組むとともに、生命に満ちあふれた自然環境を育てるために、生物多様性の保全に取組、自然とふれあうことができ、みどりあふれる西東京市を目指します。

河川については、水環境の向上を目指し、水にふれあい、水辺の動植物の息吹を感じることができるよう、東京都や近隣自治体等と連携していきます。

また、平成 27 年 3 月に国の史跡に指定された下野谷遺跡の保存・活用を進めるとともに、社寺等の歴史的及び文化的環境資源として守られてきた貴重な自然環境も将来世代へ引き継いでいくよう努めます。

基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます

循環型社会をさらに推進するために、市民の意識づくりや、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を推進します。

また、ごみの発生抑制や資源化の取組に一定の成果を挙げている事業者や環境に配慮している事業者の支援や柳泉園組合におけるごみの効率的な共同処理等を進めます。

市民・事業者・市が一体となっておごみの削減と資源化を推進し、環境負荷の少ない資源循環型社会の構築を目指します。

基本方針 4 安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます

安全・安心で、快適な生活環境とするために、大気や河川等のモニタリング、交通環境の充実、市内美化の推進等を継続して実施します。

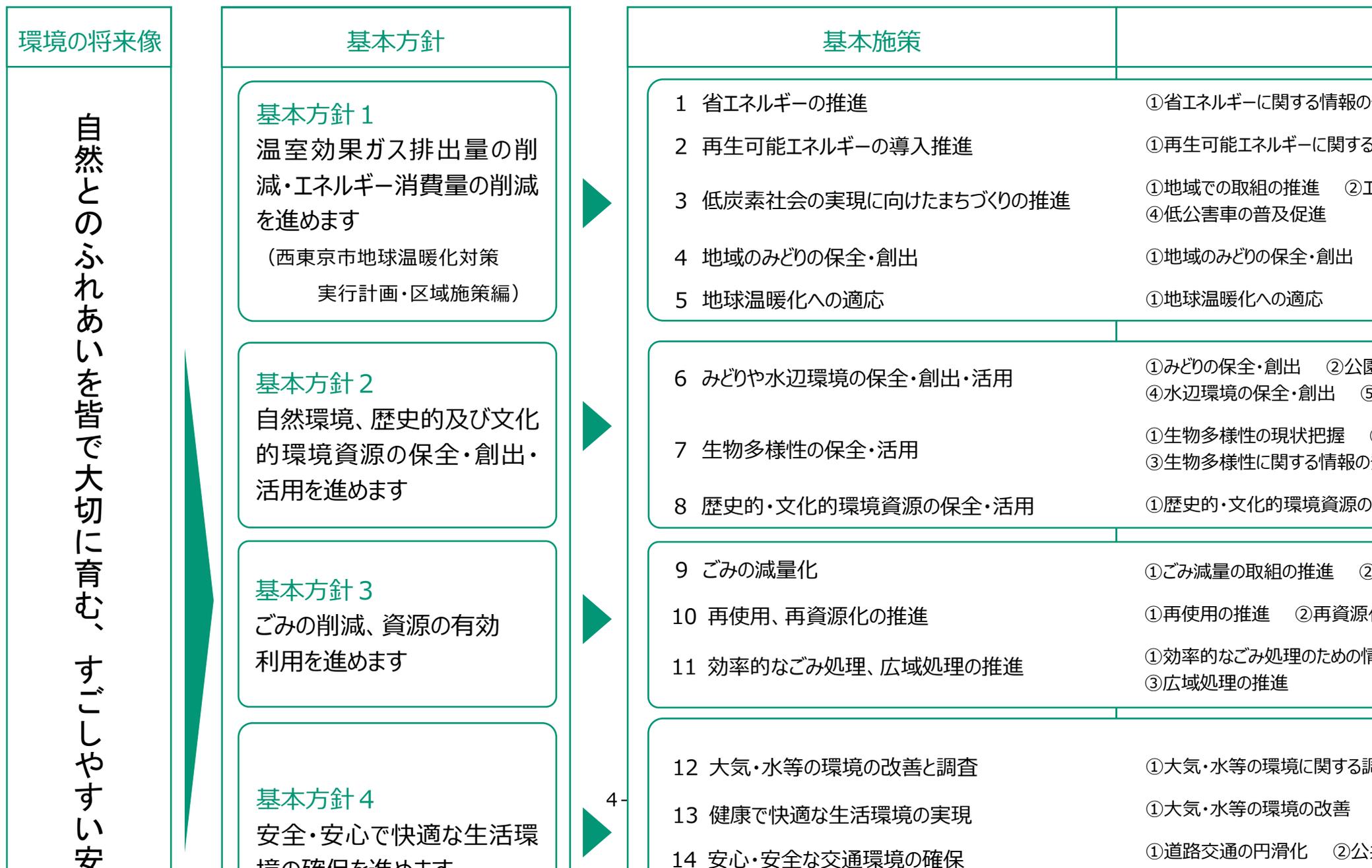
また、段差の解消や電線類地中化等のバリアフリー化を進めるとともに、マイカーに過度に頼らず移動しやすい低炭素な交通環境の実現など、子どもから高齢者まですべての世代に配慮されたまちを目指します。

基本方針 5 持続可能な社会の実現に向けた 環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます

環境の将来像を実現するために、市民・事業者・市のすべての人々の環境に対する意識の向上と自発的な環境保全活動への参加が重要となることから、環境に関する情報を発信し、市民や事業者が環境保全活動に参加しやすい環境を提供していきます。

また、次世代を担う子どもたちに環境教育の場を提供するとともに、SDGs の概念を普及・啓発することにより、持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成を進めます。

4.3. 環境の将来像実現に向けた施策の体系



4.4. SDGs と本計画との関わり

SDGs の構造は、開発に向けた意欲目標である 17 のゴール（目標）、測定可能な行動目標であり具体的で詳細な 169 のターゲットで構成されています。また、多種多様な関係主体の連携・協力促進や、環境、経済、社会の三側面統合の概念が示されており、本計画と方向性や概念が一致しているものもあると考えられます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4. 質の高い教育をみんなに すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10. 人や国の不平等をなくそう 国内および国家間の格差を是正する</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11. 住み続けられるまちづくりを 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12. つくる責任 つかう責任 持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14. 海の豊かさを守ろう 海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15. 陸の豊かさを守ろう 陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

図 SDGs の 17 ゴールと概要

出典：国連広報センター

「地方創生に向けた自治体SDG s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ（平成 29 年 11 月 自治体SDG s 推進のための有識者検討会）の中で、自治体がSDG s に取り組むことは、短期的にみた生活サービスの向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能なまちづくりを進めていくこととなり、住民の生活環境向上につながると示されています。

SDG s の推進には市だけでなく、市民や事業者などの広範で多様な主体の参画が不可欠だと考えます。このため、本計画では、基本方針等とSDG s との関連性を示し、SDG s の概念の理解促進や様々な業種における事業活動への率先的な関連付けを促すことで、SDG s の目標達成への貢献を目指します。

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民のQ O L（Quality of Life）の向上 ● 自治体固有の背景を踏まえた独自性のあるまちづくりの推進 ● 経済、社会、環境政策の統合による相乗効果の創出 ● ステークホルダーとの連携とパートナーシップの深化 ● S D G s 達成への取組を通じた、自律的好循環の創出
役割	<ul style="list-style-type: none"> ● 国との調整 ● 多様なステークホルダー間の連携の支援 ● 成功事例を実現するためのノウハウの発信 ● 市民の交流や地域経済活動の拠点となる場の創出 ● 意欲的かつ革新的なアイデアを創出する拠点づくりの牽引役 ● 地域の取組を国内外へ発信

表 自治体がSDG s に取り組むことのメリット及び自治体の役割

資料：「地方創生に向けた自治体SDG s 推進のあり方」コンセプト取りまとめ

本計画に基づく取組は、SDG s で示されている 17 のゴールの解決に貢献するものであり、各種環境施策の効果は、17 のゴールのうちの 1 つに直接貢献するものもあれば、間接的に複数のゴールへ広範囲に貢献するものもあります。

このため、前述した本計画の理念及び環境の将来像を実現するための基本方針を踏まえ、本計画は、SDG s で示されている 17 個のゴールの中で、特に環境と関連の深いゴールとして、次の 11 個を基本方針と関連付け、次ページに整理します。

なお、他のゴールについても、本計画と全く関わりがないものではなく、取組の方法や施策の着眼点によっては、解決への貢献が可能であると考えます。

基本方針	SDGs のゴールと本計画からみた達成への貢献可能な内容	
基本方針 1 温室効果ガス排出量の削減・エネルギー消費量の削減を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの普及を図るとともに、省エネルギー機器の導入を推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
		<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの導入、省エネルギー化の推進を通じて温室効果ガスの排出を抑制します。 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
基本方針 2 自然環境、歴史的及び文化的環境資源の保全・創出・活用を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全を通じて農産物の生産量の増加に貢献するとともに、環境にやさしい農業の普及を通じて環境負荷を低減します。
		<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 河川や農地、樹林など水に関連する生物多様性を確保します。
		<ul style="list-style-type: none"> 緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。
		<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、河川の水質汚濁などの防止を通じて、海洋汚染の抑制に貢献します。
		<ul style="list-style-type: none"> 市街地における緑である緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。 生物多様性についての情報発信や希少種の保護、外来種の駆除を通じて、生物多様性を保全します。
基本方針 3 ごみの削減、資源の有効利用を進めます		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の適正処理を行うとともに、市内美化を推進します。
		<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生防止、削減、再使用・再生利用により、ごみの排出を抑制します。 製造から販売、消費に至る全ての段階における食品廃棄物の削減を推進します。

<p>基本方針 4</p> <p>安全・安心で快適な生活環境の確保を進めます</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 大気・水・土壌の汚染を防止するとともに、有害化学物質の適正管理の呼びかけ等による、健康被害を抑制します。 歩車道分離や歩道の拡大、交通危険個所対策等による歩行者・自転車利用環境の整備を進め、道路交通事故を抑制します。
	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 河川や用水、水路の適正な管理、水源かん養機能を持つ農地の緑地や保全を通じて良好な水循環を確保します。 下水道事業を通じて河川の水質汚濁や有害物質による河川水質の汚染などを防止します。
	<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<ul style="list-style-type: none"> バリアフリーに対応した公共交通機関の充実を図ります。 緑地や公園の保全・整備を行い、市民が憩える公共スペースを提供します。 災害に強いまちづくりを進め、温暖化への適応を図ります。
	<p>15 陸の豊かさも守ろう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 市街地における緑である緑地や農地の保全を通じて、生態系の保全を図ります。
<p>基本方針 5</p> <p>持続可能な社会の実現に向けた環境意識の醸成・協働の仕組みづくりを進めます</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育や市民・事業者への環境学習の機会を通じて持続可能な開発を実現するために必要な知識や等を身に着けます。
	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・各種団体・市が協働し、環境保全活動を推進します。